十四	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
十五	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十六	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（第十五号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十七	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十五号、第十六号及び第十八号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十一年間
十八	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第十五号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十九	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十五号から第十八号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

一　中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

二　下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。

三　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四　施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五　木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

六　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

附則第一項中「かかわらず、」の下に「本則に規定する調達価格から」を、「算定した額」の下に「を減じた額」を加え、同項の算式を次のように改める。

B÷（A×Y）

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A　当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の一年当たりの発電見込量

B　補助金の交付額

Y　当該設備に係る調達期間

附則第二項中「本則第一項の表の下欄に掲げる期間」を、「本則に規定する調達期間」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省国土交通省告示第五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の五第一項の規定に基づき、住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成二十一年経済産業省国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

1の本文に次のただし書を加える。

ただし、基準一次エネルギー消費量については、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素建築物認定基準」という。）Ⅰ．第２の２－２(1)に定める単位住戸の基準一次エネルギー消費量の算定方法により算出した数値を用いることができるものとする。

1の表の「区分」の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰａ」を「1」に、「Ⅰｂ」を「2」に、「Ⅱ」を「3」に、「Ⅲ」を「4」に、「Ⅳａ」を「5」に、「Ⅳｂ」を「6」に、「Ⅴ」を「7」に、「Ⅵ」を「8」に、「すべて」を「全て」に改め、同表の1中「地域の区分」を「地域区分」に改め、同表の3(1)中「Ⅰａ及びⅠｂ」を「1及び2」に、「すべて」を「全て」に改め、同表の3(2)中「Ⅱ、Ⅲ、Ⅳａ及びⅣｂ」を「3、4、5及び6」に改め、同表の3(3)中「Ⅴ及びⅥ」を「7及び8」に改める。

2の2－1の本文中「算出するものとする。」の下に「ただし、1の基準一次エネルギー消費量を1のただし書の規定に基づき低炭素建築物認定基準に定める方法により算出した場合にあっては、低炭素建築物認定基準Ⅰ．第２の２－３(1)に定める単位住戸の設計一次エネルギー消費量の算定方法により算出するものとする。」を加える。

2の2－1(1)中「すべて」を「全て」に、「地域の区分」を「地域区分」に改め、同(2)及び(3)中「地域の区分」を「地域区分」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

地域区分	都道府県名
1、2	北海道
3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5、6	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

1

(1)　上の区分のうち、1地域については、次の市町村とする。

北海道　旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、三セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、